

改正

平成27年12月18日条例第81号
平成29年3月24日条例第2号
平成30年6月28日条例第76号
平成31年3月20日条例第5号
令和元年9月26日条例第114号
令和2年12月7日条例第42号
令和3年6月18日条例第29号
令和3年9月13日条例第41号

佐世保市特定個人情報の保護等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 特定個人情報の取扱い

第1節 特定個人情報の収集、保有、利用、提供等の制限（第8条—第13条）

第2節 特定個人情報の維持管理及び安全確保措置（第14条・第15条）

第3節 委託に伴う措置等（第16条—第19条）

第3章 特定個人情報の利活用（第20条—第22条）

第4章 特定個人情報ファイルの作成の制限等（第23条—第26条）

第5章 開示、訂正、利用停止等

第1節 開示（第27条—第33条）

第2節 訂正、利用停止等（第34条—第39条）

第6章 審査請求等（第40条—第43条）

第7章 事務の届出等（第44条・第45条）

第8章 雑則（第46条—第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平

成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の趣旨に鑑み、市の実施機関における特定個人情報の適正な取扱いを確保し、市が保有する特定個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするため佐世保市個人情報保護条例(平成14年条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。)の特例を定めることにより、個人の権利利益を保護し、公正で適正な市政の実現を図るとともに、番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、番号法において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 実施機関 個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関
- (2) 事業者 個人情報保護条例第2条第5号に規定する事業者
- (3) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号
- (4) 本人 番号法第2条第6項に規定する本人
- (5) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの(文書、図画、写真、フィルム(マイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。)
- (7) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル
- (8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報
(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じ、併せて本人が自己の特定個人情報の取扱いに対して関与する権利を十分に尊重するとともに、特定個人情報の保護の重要性について職員の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た特定個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たり、特定個人情報を取り扱うときは、特定個人情報の保

護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、特定個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(出資法人の責務)

第5条 市が出資する法人であって、規則で別に定めるものは、特定個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、相互に特定個人情報の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、特定個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(国、県等への要請)

第7条 市長は、特定個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、県又は他の地方公共団体に対して、協力を要請するものとする。

第2章 特定個人情報の取扱い

第1節 特定個人情報の収集、保有、利用、提供等の制限

(収集等の制限)

第8条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受ける場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(個人番号の提供の求めの制限)

第9条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(保有の制限等)

第10条 実施機関は、特定個人情報を保有するに当たっては、番号法及びこの条例に定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第11条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の特定個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示

しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用の制限)

第12条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を利用目的以外の目的に利用しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により保有特定個人情報を利用目的以外の目的に利用したときは、規則で定める場合を除き、その事実を本人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第3項に規定する届出を受理したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(提供の制限)

第13条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

第2節 特定個人情報の維持管理及び安全確保措置

(適正な維持管理)

第14条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有特定個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有する必要がなくなった保有特定個人情報については、これを速やかに消去し、廃棄する等適正な措置を講じなければならない。

(安全確保の措置)

第15条 実施機関は、保有特定個人情報の漏えい、滅失、毀損又は改ざんの防止その他の保有特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前条及び前項の措置を統括させるため、当該実施機関の職員のうちから特定個人情報の管理責任者を定めなければならない。

第3節 委託に伴う措置等

(委託に伴う措置)

第16条 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務（以下「特定個人情報取扱事務」という。）の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、委託に関する契約書等に、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損、改ざんその他の事故を防止する等の特定個人情報の適切な管理について必要な事項を明記し、当該委託を受けた者（以下この節において「受託者」という。）において特定個人情報の保護が適切に講じられるようにしなければならない。

2 実施機関は、特定個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により委託した特定個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者が、次条第3項の規定に違反して特定個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に利用したと認められるときは、受託者に対し立入調査等必要な調査を行うことができる。

(受託者等の義務)

第17条 受託者は、受託した特定個人情報取扱事務（以下この節において「受託事務」という。）の範囲内で、特定個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 受託者は、受託事務に従事している者に対し、特定個人情報の保護に関する必要な指導及び監督を行わなければならない。

3 受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た特定個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(再委託に伴う措置)

第18条 受託者は、番号法第10条第1項の規定により、実施機関の許諾を得た場合に限り、受託事務の全部又は一部の再委託をすることができる。再受託者以降の受託者についても、同様とする。

2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。

(指定管理者の指定に伴う措置)

第19条 前3条の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管

理者が、同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行うに当たって特定個人情報を取り扱う場合に準用する。

第3章 特定個人情報の利活用

(独自事務)

第20条 番号法別表第1に掲げるもののほか、この条例の別表第1の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(庁内連携)

第21条 実施機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

2 この条例の別表第2の第1欄に掲げる実施機関は、同表の第4欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる事務の処理に関して保有する同表の第2欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

3 前2項の場合において、番号法の規定により情報提供ネットワークシステム（番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下この項において同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。）から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、実施機関は、前2項の規定にかかわらず、情報提供ネットワークシステムを使用して提供を受けるものとする。

4 実施機関は、前3項の規定により特定個人情報の利用を行う場合において、他の法令（条例、規則その他の規程を含む。次条において同じ。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとして取り扱うことができる。

(他の実施機関への提供)

第22条 番号法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、この条例の別表第3の第1欄に掲げる実施機関が、同表の第3欄に掲げる実施機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定により特定個人情報を提供する場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつ

たものとして取り扱うことができる。

第4章 特定個人情報ファイルの作成の制限等

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第23条 実施機関は、番号法第29条の規定により、次に掲げる場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

- (1) 番号法第9条第1項若しくは第2項の規定による個人番号利用事務又は同条第3項の規定による個人番号関係事務の処理に必要な範囲で特定個人情報ファイルを作成するとき。
- (2) 番号法第19条第13号から第17号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受ける場合に特定個人情報ファイルを作成するとき。

2 実施機関は、新たに特定個人情報ファイルを作成しようとするときは、規則で定めるものを除き、あらかじめ佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを作成する必要があるときは、実施機関は、当該特定個人情報ファイルを作成した後で速やかに審議会の意見を聴くものとする。

(特定個人情報保護評価)

第24条 実施機関は、特定個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下この条において「委員会規則」という。）及び番号法第27条第1項の規定により個人情報保護委員会（個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第59条第1項に規定する個人情報保護委員会をいう。）が定める指針（以下この条において「指針」という。）に従い、番号法第28条に規定する特定個人情報保護評価（以下この条において「保護評価」という。）を実施するものとする。当該特定個人情報ファイルについて委員会規則第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、実施機関は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後で速やかに保護評価を実施するものとする。

3 実施機関は、保護評価を実施した特定個人情報ファイルについても、番号法、委員会規則及び指針の定めるところに従い、保護評価の再実施又は番号法第28条第1項に規定する評価書（次項において「評価書」という。）の見直し、修正等を行うものとする。

4 前3項の規定により実施する保護評価が全項目評価（番号法第28条第1項各号に掲げる事項の評価をいう。）に該当するときは、実施機関は、当該全項目評価に係る評価書に記載する特定個人情報ファイルの取扱いについて、審議会の意見を聴くものとする。

（オンライン結合の制限）

第25条 実施機関は、次の各号のいずれにも該当するときであつて、番号法第19条各号に該当する提供でなければ、特定個人情報ファイルをオンライン結合（実施機関が管理する電子計算機と当該実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有特定個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることをいう。以下この条及び次条において同じ。）してはならない。

（1） 公益上の必要があると認められるとき。

（2） 特定個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるとき。

2 実施機関は、オンライン結合による保有特定個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、規則で定めるものを除き、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（不適切な取扱いに対する措置）

第26条 実施機関は、オンライン結合により提供した特定個人情報の保護が適切に講じられず、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときは、オンライン結合の相手先及び当該オンライン結合の相手先から特定個人情報の提供を受けた者に対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定による報告又は調査により、オンライン結合により提供した特定個人情報の保護が適切に講じられず、個人の権利利益を侵害していると認められるときは、審議会の意見を聴いて特定個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ないと認められるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその内容を審議会に報告するものとする。

第5章 開示、訂正、利用停止等

第1節 開示

（開示請求権）

第27条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第28条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有特定個人情報本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示した上で、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 開示請求する者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有特定個人情報の記録の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定及び開示の方法)

第29条 実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は開示しない旨の決定（第33条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、当該決定が開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定であるときは、当該書面には開示できない具体的な理由及び当該決定に対し審査請求ができることを併せて記載しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等をするることができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に対し書面により通知しなければならない。
- 5 開示請求に係る保有特定個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有特定個人情報本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、

又は提示しなければならない。

- 6 保有特定個人情報の開示は、閲覧、視聴又は写しの交付により行うものとする。ただし、電磁的記録については、閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

(不開示とする保有特定個人情報)

第30条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合は、当該保有特定個人情報を開示しないものとする。

- (1) 法令又は条例の規定に基づき開示することができないとされているもの
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの
- (3) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの
- (4) 開示請求者（第27条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号において同じ。）以外の者（以下この条、次条、第41条及び第42条において「第三者」という。）の特定個人情報。ただし、開示請求者と同一の世帯に属する者の特定個人情報であって、開示請求者に開示しても当該同一の世帯に属する者の権利利益を侵害するおそれがないと認められる情報を除く。
- (5) 第三者の個人に関する情報（前号本文の情報を除く。）であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (6) 代理人により開示請求がなされた情報であって、開示することが当該本人の利益に反すると認められるもの
- (7) その他公益上の必要があると、実施機関が、審議会の意見を聴いて認めたもの
(第三者等の保護の手続)

第31条 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有特定個人情報に当該実施機関以外の者との間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報があるときは、当該情報が不開示情報に該当することが明らかである場合を除き、あらかじめ、これらの者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該情報が不開示情報に該当することが明らかである場合を除き、開示決定等に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面によ

り通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（部分開示及び事後開示）

第32条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に、不開示情報とそれ以外の情報がある場合において、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、不開示情報を除いて、開示するものとする。

- 2 実施機関は、不開示情報であっても、時間の経過等により、開示を拒否する理由がなくなったときは、これを開示しなければならない。

（保有特定個人情報の存否に関する情報）

第33条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第2節 訂正、利用停止等

（訂正請求権）

第34条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報の事実の記録に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該保有特定個人情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 2 代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができる。

（利用停止等請求権）

第35条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

- (1) 次のイからホまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は削除
 - イ 実施機関により適法に取得されたものでないとき。
 - ロ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。

ハ 第8条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

ニ 第12条の規定に違反して利用されているとき。

ホ 第23条第1項の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

(2) 第13条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、削除又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求（以下「利用停止等請求」という。）をすることができる。

（訂正請求及び利用停止等請求の手続）

第36条 訂正請求又は利用停止等請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該訂正請求又は利用停止等請求に係る保有特定個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示した上で、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 請求する者の氏名及び住所

(2) 請求に係る保有特定個人情報の記録の内容

(3) 訂正又は利用停止等の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければならない。

3 第28条第2項の規定は、訂正請求及び利用停止等請求について準用する。

（訂正請求及び利用停止等請求に対する決定及び決定後の手続）

第37条 実施機関は、訂正請求又は利用停止等請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）又は利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、当該請求に対する諾否の決定（以下「諾否の決定」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第28条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に諾否の決定をすることができないときは、訂正請求又は利用停止等請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を、訂正請求者又は利用停止等請求者に対し書面により通知しなければならない。

3 諾否の決定により当該請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止等をする旨を決定したときは、実施機関は、速やかに当該保有特定個人情報の訂正又は利用停止

等をした上で、訂正請求者又は利用停止等請求者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

- 4 諾否の決定により訂正請求又は利用停止等請求の全部又は一部を拒む旨の決定をしたときは、実施機関は、訂正請求者又は利用停止等請求者に対し、速やかにその理由を記載した書面により、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該書面には、当該決定に対し審査請求ができることを併せて記載しなければならない。

(保有特定個人情報の提供先等への通知)

第38条 実施機関は、諾否の決定に基づき保有特定個人情報の訂正、削除又は提供の停止を実施したときは、当該保有特定個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

- 2 実施機関は、諾否の決定に基づき情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(費用負担)

第39条 この条例の規定による保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止等に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求者が、写しの交付又は送付による保有特定個人情報の開示を求めたときは、当該保有特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用は、規則で定めるところにより、当該開示請求者の負担とする。

第6章 審査請求等

(審査請求があった場合の手続)

第40条 この条例による開示決定等及び諾否の決定並びにこれらの処分申請に係る不作為について不服のある者は、審査請求をすることができる。

- 2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

- 3 第1項の審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合

(2) 開示決定等又は開示決定等の請求に係る不作為についての審査請求に対する裁決で、審査

請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有特定個人情報の全部を開示することとする場合
(当該保有特定個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 諾否の決定又は諾否の決定の請求に係る不作為についての審査請求に対する裁決で、審査請求の全部を認容することとする場合

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

5 実施機関は、審査請求の書面に形式上の不備がある場合には、審査請求をした者(以下「審査請求人」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、審査請求人に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

6 審議会は、第3項の規定により諮問を受けたときは、諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、答申するように努めなければならない。

7 実施機関は、前項の審議会の答申を尊重し、答申を受けた日から起算して15日以内に理由を付して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条第3項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有特定個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続)

第42条 第31条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有特定個人情報を開示する旨の裁決(第三者が当該保有特定個人情報の開示に反対の意思を表明している場合に限る。)

(苦情の処理)

第43条 実施機関は、実施機関における特定個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適

切な処理に努めなければならない。

第7章 事務の届出等

(事務の届出)

第44条 実施機関は、特定個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届出に係る事務を廃止し、又は変更するときについても、同様とする。

- (1) 特定個人情報取扱事務の名称
- (2) 特定個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 特定個人情報取扱事務の目的
- (4) 特定個人情報の記録項目
- (5) 特定個人情報の対象者の範囲
- (6) 特定個人情報の収集方法
- (7) 特定個人情報の利用目的及び範囲
- (8) 特定個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合は、その提供先
- (9) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、特定個人情報取扱事務が開始され、又は廃止若しくは変更された以後において、届出をすることができる。

4 市長は、第1項又は前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項について審議会に報告しなければならない。

(公表及び閲覧)

第45条 実施機関は、この条例を利用しやすいものとするため、規則で定めるところにより、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項について目録を作成して公表し、かつ、一般の閲覧に供しなければならない。

第8章 雑則

(運営に関する重要事項の諮問)

第46条 市長は、特定個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査審議する必要があると認めるときは、審議会に対し、諮問するものとする。

(実施機関の是正措置)

第47条 実施機関は、審議会の勧告があったときは、特定個人情報の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう努めなければならない。

(実施状況の公表)

第48条 実施機関は、毎年、この条例の実施状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

(適用除外)

第49条 実施機関における特定個人情報の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、個人情報保護条例の規定は、適用しない。

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成28年1月1日から施行する。

(佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会条例の一部改正)

- 2 佐世保市情報公開審査及び個人情報保護審議会条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成27年12月18日条例第81号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成28年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって第2条の規定による改正後の佐世保市特定個人情報の保護等に関する条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた行政庁の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年6月28日条例第76号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月20日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月26日条例第114号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（令和 2 年12月 7 日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月18日条例第29号）

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月13日条例第41号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第 1（第20条関係）

実施機関	事務
1 市長	佐世保市営住宅条例（平成 9 年条例第51号）による市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	佐世保市心身障害者（児）福祉特別乗車証等の交付に関する事務であって規則で定めるもの
3 削除	
4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年 5 月 8 日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。）に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	佐世保市敬老特別乗車証等の交付に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	佐世保市国民健康保険はり・きゅうの施術費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	佐世保市福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第54号）による

	医療費の一部（以下「福祉医療費」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	不妊治療のうち体外受精及び顕微授精に係る費用の助成に関する事務（以下「特定不妊治療費助成事務」という。）であって規則で定めるもの
10 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第21条関係）

実施機関	特定個人情報	保有事務	利用事務
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務（以下「地方税関係事務」という。）であって規則で定めるもの	佐世保市営住宅条例による市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの	住民基本台帳法に関する事務（以下「住民基本台帳事務」という。）であって規則で定めるもの	
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援若しくは措置に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務（以下「身体障害者手帳交付事務」という。）であって規則で定めるもの	

	<p>よる身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>		
	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「生活保護事務」という。）であって規則で定めるもの</p>	
2 市長	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者手帳交付事務であって規則で定めるもの</p>	<p>佐世保市心身障害者（児）福祉特別乗車証等の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p>
3 削除			
4 市長	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>
	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>住民基本台帳事務であって規則で定めるもの</p>	
	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施</p>	<p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する</p>	

	又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	る事務であって規則で定めるもの	
	障害者関係情報であって規則で定めるもの	身体障害者手帳交付事務であって規則で定めるもの	
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	生活保護事務であって規則で定めるもの	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
	厚生省通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの	厚生省通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	
5 市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係事務であって規則で定めるもの	厚生省通知に基づき行政措置として日本国民に対する
	住民票関係情報であって規則で定めるもの	住民基本台帳事務であって規則で定めるもの	生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実	人の保護に関する事務であって規則で定めるもの

施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
障害者関係情報であって規則で定めるもの	身体障害者手帳交付事務であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの

6 市長	障害者関係情報であって規則で定めるもの	身体障害者手帳交付事務であって規則で定めるもの	佐世保市敬老特別乗車証等の交付に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（以下「国民健康保険事務」という。）であって規則で定めるもの	佐世保市国民健康保険はり・きゅうの施術費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係事務であって規則で定めるもの	福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの	住民基本台帳事務であって規則で定めるもの	
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の	

		徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
	障害者関係情報であって規則で定めるもの	身体障害者手帳交付事務であって規則で定めるもの	
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	生活保護事務であって規則で定めるもの	
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
	厚生省通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの	厚生省通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	国民健康保険事務であって規則で定めるもの	
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
9 市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係事務であって規則で定めるもの	特定不妊治療費助成事務であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの	住民基本台帳事務であって規則で定めるもの	

別表第3 (第22条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要す

			る費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	厚生省通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報及び住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報及び住民票関係情報であって規則で定めるもの